

令和元年度
第1回北海道政策評価委員会
会 議 録

日 時：令和元年（2019年）5月27日（月） 10:00～10:35
場 所：道庁別館 10階 労働委員会 会議室

【出席者】

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	鈴木 美佐子	北海学園大学法学部教授
副 会 長	内田 賢悦	北海道大学大学院工学研究院教授
委 員	葛西 さとみ	行政書士カサイ・オフィス
委 員	齊藤 拓男	(株)道新デジタルメディアメディアプランナー
委 員	竹内 弘雄	公認会計士竹内事務所
委 員	武岡 明子	札幌大学地域共創学群教授
委 員	玉堀 ひろ子	玉堀司法書士事務所
委 員	野呂 美紗子	(一社)北海道開発技術センター主任研究員
委 員	渡部 要一	北海道大学大学院工学研究院教授

【事務局(北海道)】

北海道総合政策部計画推進担当局長
ほか

谷内 浩史

1 開 会

2 議 事

- (1) 平成 30 年度政策評価（公共事業評価）の結果に関する報告（案）について
（事務局より資料 1～3 に基づき報告）

【内田副会長】

（公共事業評価専門委員会における主な審議内容について説明）

- ・ 今月 17 日（金）に公共事業評価専門委員会を開催し、今回、事前評価の対象とした 25 地区の審議及び 1 地区の現状報告を行った。
- ・ 専門委員会では、これら 26 地区を対象に、委員全員でヒアリング及び現地調査を実施する、「全員評価地区」2 地区と、各委員が分担してヒアリング等を行う「委員担当地区」として 24 地区を定め、4 月中旬～5 月上旬にかけて、ヒアリング及び必要に応じて現地調査を行った。
- ・ 専門委員会では、ヒアリングや現地調査を踏まえ、各評価対象地区の論点を明確にした上で、事業の必要性、事業内容等の適切性、事業効果といった評価の視点を念頭に、厳しく審議を行った。
- ・ 審議の結果、今回、事前評価の審議を行った 25 地区すべてにおいて「要望を行うことは妥当」との評価結果となったが、今後、さらなる検討などが必要と考えられる事項については、専門委員会として付帯意見を付すこととした。
- ・ 具体的には、先ほど事務局からも説明があったとおり、参考資料 4 「網走南部西第 2 地区」の農地整備事業費について、「本事業で整備する農作業準備休憩施設については、公共財としての性格がより高まるよう、利用方法等を工夫すること。」という付帯意見を付した。
- ・ 今回、付帯意見を付ける事業は、ほ場の勾配を修正する区画整理や排水性を改善するための暗渠排水等と併せ、「農作業準備休憩施設を 2 棟」整備する計画となっている。専門委員会では、この農作業準備休憩施設を当該事業の中で整備を行うことの妥当性について議論した。
- ・ この農作業準備休憩施設は、主に複数の農家で、機械や施設の共同所有、肥料等の共同購入などを実施し、効率化や生産コストの低減を目的に、集団で農作業等を行う「営農集団」が、農作業の準備や打合せ、肥料等の保管、休憩場所として利用す

る施設であるが、既存の施設が、狭小で老朽化が進んでいるため、建て替えを行うもの。その必要性については確認できたが、本施設をこの営農集団が主として利用している実態にあることから、地域の営農集団以外にも多くの方々が利用する、公共財としての性格がより高まるよう、施設の利用方法や周知方法について工夫をするよう、意見を付けたもの。

- ・その他、専門委員会での発言としては、道営土地改良事業費全般についてであるが、事業地域の設定にあたっては、事業費規模だけではなく、事業の効率性や地域性などを踏まえ、柔軟に検討すること。及び暗渠排水の清掃等に利用する集中管理孔については、十分な利活用が図られるよう、さらに農業者等に普及啓発すること。などの意見があった。
- ・このように専門委員会としては、ヒアリングや現地調査を踏まえ、事業の必要性、事業内容等の適切性、事業効果などの観点から審議した結果、今回は事前評価の審議を行った25地区すべてについて、「要望を行うことは妥当」と判断したもの。
- ・なお、令和2年度の国費予算要望を予定している、「道路改築事業費（きたひろしま総合運動公園線（仮称）」については、現在、環境調査を継続して実施しているため、今回の専門委員会では、事業計画の報告にとどめ、次回以降の専門委員会で審議することとした。
- ・審議の時期については、事務局と協議のうえ、今後決定していく。
- ・公共事業評価専門委員会の審議経過等については、以上。

《審議》

【竹内委員】

- ・参考資料3の下段「委員会における主な発言等」について、道営土地改良事業費全般への発言として「事業地域の設定にあたって、規模だけではなく、効率性や地域性などを踏まえ、柔軟に検討すること。」とあるが、具体的にはどのようなことか。

【内田副会長】

- ・当該事業については、飛び地のような農地が設定されているが、連続的に整備した方が固定費が大きい事業の場合、規模の経済が働くということ。事業の大きさや地区割を決める考え方について気になったので聴取したところ、事業規模を大体、1年間20億円程度で設定しており、地区の区割りには意味があるとの説明を受けたが、今後、事業規模や予算規模が変わっていくことも想定されるため、地域の実態

に応じて、金額だけで割り返すのではなく、柔軟性を持って設定をしていただきたいという意見があったもの。

【齊藤委員】

- ・土地改良事業と合わせて、建物（休憩所）の予算を計上している例は他にもあるのか。

【農政部】

- ・ここ 10 年くらいはなかった事例であるが、制度的には建物の予算を計上することは可能であり、全国では実施している事例もある。

【武岡委員】

- ・参考資料 1（総括表）について、表の中頃にある負担割合のうち「国」、「道」、「市町村」とあるが、「その他」とはどのような主体であるか。また、その横の「B/C」とは何を表しているものか。

【内田副会長】

- ・「その他」については受益農家が負担する金額。国や道など「その他」以外の主体については事業により、自動的に負担割合が決まっているため、残りが受益農家の負担割合として「その他」に計上している。
- ・「B/C」についてはBが便益（benefit）で、Cがコスト（cost）となっており、投資効率性を表している。大体、それが「1」より大きければ、投資効率性として良いのではないかと判断されるが、ここで計上しているのは、発生する全ての便益のうち数字として確実に計算できるものだけなので、仮に「1」を割ったとしても、必ずしも駄目だということではない。一つの目安であり判断基準。

【竹内委員】

- ・今回の評価の内容についてはではないが、公共事業評価専門委員の方々に伺いたい。北海道で公共事業をやっていく中で、長期間のものや、10 億円以上のものなど大きな事業が終わった後、今後も、引き続き、こうした整備を進めていくべきものなのか、どのように考えられているのか伺いたい。

【内田副会長】

- ・ボリューム感としては、公共事業評価で審議する事業は国が半分、残りが道、あと必要に応じて市町村と農家など負担しているが、現状、少子高齢化などで予算自体が段々、小さくなっていることを踏まえると、今までと同じようにやっていくと、なかなか上手くできないということは想定できる。

- ・ 公共事業予算については数年前に結構減らされた時期はあるが、最近の状況としてはそれほど減ってきていない。特に農地整備などはしっかりと整備をしないと、次の世代に担ってもらえない、引き継いでもらえないということもある。昨年 12 月に発効された TPP のことを考えても、しっかりと整備していくことの重要性はある。
- ・ 色々な社会情勢と財政規模を考えながら、柔軟に進めていく必要がある。かなり厳しい議論をしながら、今回は全て「要望を行うことは妥当」という結論になったが、こうした厳しい視点で評価しているとの認識である。

【竹内委員】

- ・ 財政的には道財政は従来から公共事業の関係もあり厳しい状況にあると思っているが、ただこれからの世の中の動きとかから考えると、まだまだやらなければならないという必要性自体は薄れていないと、全体としては理解しているが、如何か。

【内田副会長】

- ・ 事業評価の対象となる事業でも、厳しい審議をした結果、委員全員の意見を踏まえると、適切だと判断している。

【玉堀委員】

- ・ 現地調査で水田を見てきたが、そこだと昭和 40 年代に農地整備や暗渠工事が行われたが、それも使っているうちに暗渠が詰まるなどしてきている。新規に事業を始める区域があると、昔、整備したところも手を加えなければならない。整備したその当時はひと区画 5 アールくらいの規模で充分だったが、副会長も言ったとおり、今だと農業を担う人の人数が非常に少なくなっているため、より大きい機械を入れて作業効率を上げ規模を広げないと、TPP に関わる国際的な情勢から見ても、農業という産業自体を守れない。そのため、改良と改善を重ねなければならない。なかなか「これでいい」という状況にはなっていない。

【渡部委員】

- ・ 農地が整備されたのが 40 年前とか古いものなので、細切れになっているという現状がある。農地が細切れになっているということは、国際競争力を高めるために、効率性を求めて、あるいは品質を求めて、大規模な農業をやろうとした時に、非常に大きな障害となっている。
- ・ あわせて施設が老朽化することによって、農業用水、排水施設含めて、土地というのは保水性もなければいけないし、排水性もなければいけない。そうした施設は土木的な施設なので、経年で老朽化が見られ、それは農家の力だけではどうにもなら

ないものである。

- ・そうした視点から、この事業を行うことは、公共事業評価専門委員として基本的には是非進めるべきだと考えている。ただ気をつけて見ているのは「隣の地区でこれまでやってきたから、じゃあ隣も、こっちも」と終わりがなくなってしまうことである。そうした視点では厳しく見ているつもりである。
- ・ただ現状で評価対象に上がってきている事業については、この状況のままでは地域が衰退してしまうということを強く感じていることを理解願いたい。

【野呂委員】

- ・今回、農政部の事業が多く、北海道は「食」を前面に推していることもあり、こうした基盤を整備していくことが、持続可能な農業に結び付くのであろうと重要性は感じている。
- ・その中で、農政部から受けた説明に対しても意見はしているところであるが、農業基盤の整備だけではなくて、他の事業等においても、持続可能な農業の推進に向けた取組の実施や、事業の高度化について、それぞれの地域で努力されている姿も聞いており、事業の必要性は感じているところ。
- ・河川改修事業等については、最近、大規模災害等が河川が多かったということもあり、道として早急に住民生活の安全確保という点で、必要であると思うし、今後も災害等が起こる可能性を想定すると、今後もそうした事業は継続して出てくるのではないかと感じている。

【葛西委員】

- ・付帯意見の中で、農作業準備休憩施設を公共財として、ある意味認めたということですが、これは限られた農家が営利目的で使用する施設ではないかという見方もあると思うが、具体的にはどのような利用目的があると考えて、公共財として判断したのか。

【内田副会長】

- ・利用目的としては肥料の保管、農作業の準備や打ち合わせ、休憩施設と利用するもので、農業を営んでいく上で必要となる目的で使う施設であり、地域全体にある農家が利用する限りは公共性が担保される、かつ国としてもそうした目的であれば国費を投入できるとされている。
- ・現状の利用状況を確認したところ、特定の営農団体が主に使っている実態があった

ため、その団体だけが使うのであれば、税金を投入して整備する必要があるのかと議論になったところ。現状では少し偏った利用状況ではあったが、今後、整備した後は、他の団体にも使える施設であることを周知した上で、公共財としてうまく使える仕組みを整理するよう付帯意見を付けたところ。

《審議結果》

- ・原案のとおり議会に報告することです承

3 閉 会